

第5編 復旧・復興等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設および設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 学校における応急の復旧

学校については、学校長等施設の長の指揮監督の下に、自衛防災組織等が中心になって校舎の整備を行い、被害を受けた施設、器物の点検を行い、電源水利の復旧については区教育委員会その他の関係機関と連絡、指揮を受け、平常の態勢に復旧することにつとめる。

学校の応急修理については、区民避難所としての機能を確保するため、報告に基づいて人員、資材等を迅速に輸送し、修理を実施する。

事故発生報告	・学校 → 庶務課
現場調査	・庶務課（必要に応じ経理課に依頼）
修理工事の設計、仕様、見積	・庶務課および経理課
工事契約	・経理課

緊急に施工を要するときは、本部長の指揮を受け、経理課を通し、関係団体と協議のうえ工事を施工、事後に品川区契約事務規則に定める手続きにより事務処理を行う。

(3) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(4) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 輸送路・輸送網の確保に関する応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、都および施設管理者等の関係機関と連携し、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(1) 道路・橋りょう施設の復旧

【防災まちづくり部、国道事務所、第二建設事務所、首都高速道路】

区は、道路上の破損物・倒壊物の除去を行い、交通の確保に努める。その際、国や都などの他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して障害物の除去を行う。

道路、橋りょうおよび付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。公共の安全確保上、緊急に行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ア 道路の埋没または決壊により交通が不可能または著しく困難であるもの。
- イ 道路の埋没または決壊で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがあるものの。

(2) 河川施設の復旧

【防災まちづくり部、第二建設事務所】

区は、河川機能を確保するため、東京都第二建設事務所と協力して河川における障害物の除去・しゅんせつを行う。

区が管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深堀りで根固めをする必要があるもの。
- エ 河川の埋そく^(*)で流水のそ通を著しく阻害するもの。

(*) 河川や道路が土砂崩れ等によって塞がれること

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

(2) 区が管理する施設および設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

(3) 区内のライフライン施設等の復旧

区は、区内のライフライン施設等の復旧について各事業者（都水道局・下水道局、東京電力㈱、東京ガス㈱、(株)NTT 東日本、日本郵便㈱等）と連携し、必要な情報の提供等、復旧活動に協力する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償および損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整および指示に係る損失の補てん

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導もしくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。